○香南香美老人ホーム組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成１７年１１月２８日

条例第１０号

改正　平成18年2月22日　 条例第1号

平成22年11月30日　条例第7号

平成28年3月29日　 条例第2号

平成29年12月26日　条例第12号

令和元年12月24日　 条例第5号

令和4年12月22日　 条例第7号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５８条の２の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設長の報告）

第２条　施設長は、毎年９月末までに、組合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

（施設長の報告事項）

第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、施設長が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２2条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

（１）　職員の任免及び職員数に関する状況

（２）　職員の人事評価の状況

（３）　職員の給与の状況

（４）　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（５）　職員の休業に関する状況

（６）　職員の分限及び懲戒処分の状況

（７）　職員の服務の状況

（８）　職員の退職管理の状況

（９）　職員の研修の状況

（１０）　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１１）　その他組合長が必要と認める事項

（高知県人事委員会の報告）

第４条　高知県人事委員会は、香南香美老人ホーム組合から公平委員会の事務の委託を受けている間は、毎年９月末までに、組合長に対し、前年度における業務の状況を報告するものとする。

（高知県人事委員会の報告事項）

第５条　高知県人事委員会が前条の規定により報告する事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

（２）　職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況

（公表の時期）

第６条　組合長は、第２条及び第４条の規定による報告を受けたときは、毎年１２月末までに、第２条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第４条の規定による報告を公表しなければならない。

（公表の方法）

第７条　前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

（１）　香南香美老人ホーム組合公告式条例（昭和４２年条例第２号）に規定する掲示場に掲示する方法

（２）　広報誌に掲載する方法

（３）　インターネットを利用して閲覧に供する方法

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、平成１７年９月１日から適用する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日条例第７号）

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２６日条例第１２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香南香美老人ホーム組合人事行政の運営の状況の公表に関する条例の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（令和元年１２月２４日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１２月２２日条例第7号）

（施行期日）

第1条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。